

小樽市
Vol.9
R5.6.15

介護給付 適正化情報

介護給付適正化情報は、事業者の適切なサービス提供による給付の適正化を促すため、事業所の運営、介護報酬の算定、各種手続き等について、情報発信しておりますので、御参考にしてください。

業務継続計画（BCP）の策定は令和6年4月1日から義務化！

多発する自然災害や感染症により業務（事業）の継続が困難となる場合に備えて、事業所として活用できる資源の把握と事業を復旧・継続させるための優先すべき業務について整理し、そのための組織体制や事前対策等を定めた事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を作成して、職員間での情報共有や研修、訓練（シミュレーション）に取り組んでください。

◎令和4年5月1日現在の策定状況◎

- ・自然災害 策定済・策定中が約84%
- ・感染症 策定済・策定中が約87%

策定済みであっても状況に応じて見直しを行い、職員への周知や研修、訓練を実施してください。

●令和5年度もBCP策定状況の調査を行っています。

6月30日（金）が回答期限ですので、御提出をお願いします！

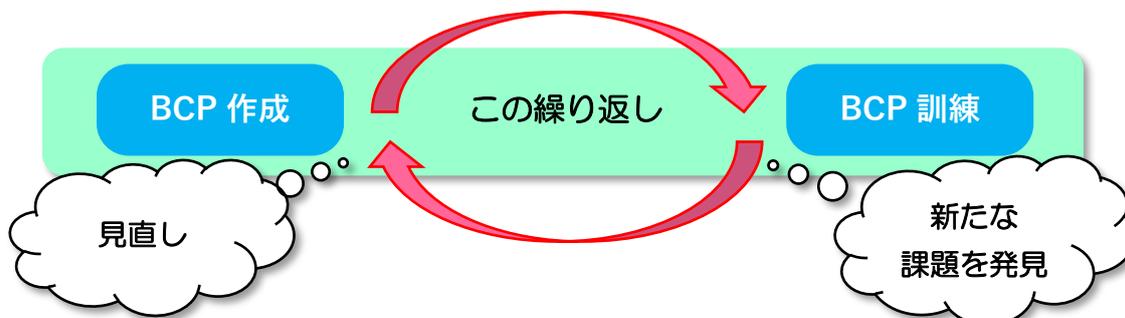
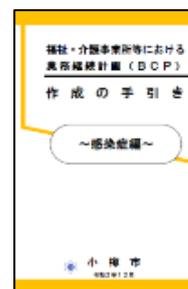
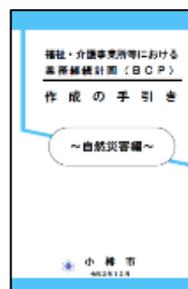
《参考》

小樽市／福祉・介護事業所等における業務継続計画（BCP）の作成について→

<https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2021020900017/>

厚生労働省／介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修→

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html



研修の御案内

業務継続計画（BCP）の作成等に関する研修会

日時：令和5年8月18日（金）14:00～15:00

講師：小樽市子ども未来部子ども家庭課長 成田 哲也

受講方法：Zoomによるオンライン形式

参加対象：市内の介護保険サービス事業所及び高齢者向け施設の経営者及び管理者等

※申し込み等の詳細が決まり次第、改めてお知らせします。

◆居宅介護支援におけるモニタリングの取扱いについて◆

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症が感染症法の5類感染症に位置づけられ、厚生労働省から「臨時的な取扱い」として通知されていた事項が整理されました。

これにより、**居宅介護支援のモニタリングについて、利用者の居宅訪問を月1回以上実施できない場合の柔軟な取扱いを可とする通知事項は、令和5年5月7日をもって終了**となりました。【※ただし、第1報はコロナ罹患（または疑い）の場合に限り継続しているため、利用者や従業者（同居家族含む）がコロナ罹患（または疑い）の場合のみ、柔軟な取扱いを継続可。この場合でも利用者・御家族への説明を十分に行い、特段の事情について具体的に記録すること】

終了

介護保険最新情報 779「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報）（令和2年3月6日） 問11」

問：居宅介護支援のモニタリングについて、感染拡大防止の観点から、**利用者の事情等により**、利用者の居宅を訪問できない等、やむを得ない理由がある場合については、月1回以上の実施ができない場合についても、柔軟な取扱いが可能か。

答：可能である。

算定基準（青本）では、**特段の事情がない限りモニタリングを適切に実施していない場合は、居宅介護支援費の減算**となります。

モニタリングが適切に実施できない場合は、介護支援専門員が「特段の事情」と判断した理由を、**令和4年8月19日以降、市で確認・把握していますので、実施できないことが判明次第、事前に市へ連絡の上、「特段の事情」の内容について任意様式で提出をお願いします。**

◆感染症の予防及びまん延の防止のための措置について◆

上記については、令和3年4月の介護報酬制度改正において運営基準に新設されており、現在は努力義務ですが、**令和6年4月1日から義務化**となります。

すべての事業所が対象ですので、今年度中に以下の取組みが必要です。

運営基準（赤本）

- 第3条の31第3項（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）
- 第33条第2項（準用）（地域密着型サービス ※地域密着型介護老人福祉施設を除く）
- 第151条第2項（地域密着型介護老人福祉施設：**赤字部分が追加され、頻度は置き換えになります**）
- 第21条の2（居宅介護支援）
- 第20条の2（介護予防支援）

- 一 感染症（及び食中毒）の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回（3か月に1回）以上開催するとともに、その結果について**従業者***に周知徹底を図ること。
※下線部はサービス種別により読み替える
- 二 感染症（及び食中毒）の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 従業者に対し、感染症（及び食中毒）の予防及びまん延の防止のための研修及び（並びに**感染症の予防及びまん延防止のための**）訓練を定期的実施すること。



「研修や訓練を定期的に」って書いてあるけど、年に何回行くと「定期的」って言えるの？

赤本の右側の解釈通知に載っているよ！サービス種別によって違うから、確認してみよう！



◆地域密着型サービスにおける運営推進会議について◆

運営推進会議は、利用者、市町村職員、地域住民の代表者等に対し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として、各事業所が自ら設置するものです。

令和5年5月8日以降の運営推進会議の開催方法について

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症が感染症法の5類感染症に位置づけられ、厚生労働省から「臨時的な取扱い」として通知されていた事項が整理されました。

これにより、**運営推進会議の中止・延期や文書での情報共有を含めて柔軟に取り扱って差し支えない、という通知事項は、令和5年5月7日をもって終了**となりました。

については、今年度は感染予防対策を行った上で、利用者だけでなく、その家族や地域住民、行政職員など外部の方を招いて対面で会議を開催する取扱いとなります。

介護事業所においては、新型コロナウイルスの影響は続くと思いますが、今年度は通常開催に向けての取組みをお願いします。

<令和5年5月8日以降の取扱い変更の確認を！>

【厚労省事務連絡】

[新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて](#)

【別紙1】

[新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いに関する事務連絡一覧](#)

【別紙2】

[位置づけ変更後におけるコロナ特例事務連絡の取扱い整理表 \(R5.05.01\)](#)

開催回数・間隔の目安



◆おおむね6か月に1回以上

地域密着型通所介護
認知症対応型通所介護
定期巡回・随時対応型訪問介護看護
(医療・介護連携推進会議)

◆おおむね2か月に1回以上

認知症対応型共同生活介護
地域密着型介護老人福祉施設
小規模多機能型居宅介護
看護小規模多機能型居宅介護



←【厚労省ホームページ】
介護事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応等について

◆赤本・青本を読んでみよう！のコーナー◆

事業所運営に際し、赤本（運営基準）と青本（算定基準）は重要なバイブルであり、我々行政職員も常日頃、赤本・青本とにらめっこしながら、事業所の皆様の御質問にお答えしています。そのような重要である赤本・青本ですが、運営指導などで「ほとんど読んだことがない」という声もお聞きします。

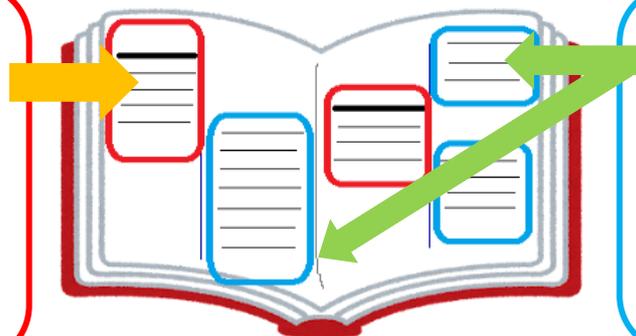
赤本を開くと、ページ内に左右に分かれて記載されています。一見左右で同じような内容が記載されているようですが、一体どのように読むのでしょうか？

今回は、赤本の読み方の第一歩として「運営基準」と「解釈通知」の読み方を見てみましょう。

※実際の赤本のページを画像で表現したいのですが、権利の関係上使用が難しいため、イメージでお送りします。



ページの左側が「運営基準」です
基本方針や人員及び設備、運営の基準が記載されています。
運営基準はページが変わっても常に左側です。



ページの右側が「解釈通知」です
運営基準に対する解釈（解説）が掲載されています。ページが変わっても前ページの解説が続くこともあります。

まずは左だけ読んでみよう



加算・減算

各種加算や減算の適用にかかる要件等について解説していますので、該当する事業所は再度自主点検をしてください。

●身体拘束廃止未実施減算

身体拘束の対象となる具合的な行為とは

- ①徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または、皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。



身体的拘束等の廃止

介護保険法では、高齢者の尊厳を守ることが法の目的としていることから、何の理由もなく、身体的拘束等が行われることはあり得ないことといえます。

－介護保険指定基準の身体拘束禁止規定－

サービスの提供にあたっては、当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

緊急やむを得ない場合の対応

入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体的拘束が認められていますが、これは次の3つの要件をすべて満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されている場合に限られます。

切迫性 利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

◆手続きとは…

・「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかの判断は、個々では行わず、施設等全体としての判断



が行われるように、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会といった組織においてあらかじめルールや手続きを定めておき、具体的な事例についても関係者が幅広く参加したカンファレンスで判断する態勢を原則とする。



- ・利用者本人や家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等をできる限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努める。
- ・緊急やむを得ず身体拘束を行う場合についても、「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除すること。

身体的拘束廃止未実施減算の要件

基準において、次に掲げる措置を講じなければなりません。

- 1 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 2 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 3 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 4 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

※2～4は身体的拘束等の実施の有無にかかわらず措置を講じてください。

上記基準を満たさない場合は、利用者全員について所定単位数から100分の10減算されます。

減算期間は、事実が生じた場合、速やかに改善計画を市に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間です。

運営基準（赤本）、算定基準（青本）を熟読し、引き続き基準に則った適正な運営をお願いします。

《業務管理体制の届出システムの運用開始について》

介護保険法第115条の32により、介護サービス事業者には法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。

介護サービス事業者が整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所等の数に応じて定められており、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届け出る必要があります。

これまでは、届出書を郵送等により御提出いただいておりましたが、行政手続きの簡素化及び効率化の推進の観点から厚生労働省において「業務管理体制の整備に関する届出システム」が構築され、令和5年3月28日より届出システムの運用が開始されました。該当事業者へは、3月17日にメールをしていますので事務連絡の内容を御確認いただき、操作マニュアルを参考のうえ、今後の届出対応をお願いします。

《参考》小樽市／業務管理体制に関する届出について

<https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2022021800030/>



介護保険サービス利用状況調査票について

地域密着型サービス事業所の皆様には、前月の利用者数等を記入した「利用状況調査票」の提出をお願いしていますが、**令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症が感染症法の5類感染症に位置づけられたことに伴い、様式を変更しました。**今後は新様式で提出期限（毎月10日）までに提出をお願いします。

また、新規でサービスを利用される方の情報（被保険者番号等）の記入漏れが見受けられます。サービス利用開始の際には利用者の被保険者番号や住所等を必ず確認していると思いますが、忘れずに記入をお願いします。

《参考》 小樽市／地域密着型サービス現況報告及び利用状況調査について→

<https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2020100200153/>



小樽市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業に係る変更届出書のサービスの種類について

総合事業分の変更届出書（様式第4号（第17条関係）の「サービスの種類」について、記入誤り（「訪問介護」や「通所介護」など）が多く見られるため、**変更届出書の「サービスの種類」欄をドロップダウンリストから選択できる様式に変更しました。**総合事業の事業所には様式変更についてメールをしていますので御確認ください。変更届出書を手書きされる場合は、下記のとおり正しいサービス種別を必ず記入してください。

「訪問介護相当サービス」または「通所介護相当サービス」

また、「名称」の誤りも見受けられますので、必ず指定時の事業所名を記入してください。「代表者氏名」の欄には「役職（代表取締役等）」も忘れずに記入してください。

※北海道や小樽市地域密着型サービスの変更届の様式とは異なりますので、御注意ください。

介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算実績報告書（令和4年度）の提出期限について

令和4年度に介護職員処遇改善加算等を算定されていた事業所の皆様は、**令和4年度の実績報告書を令和5年7月31日（月）まで**に小樽市へ忘れずに提出してください。

実績報告書は、令和4年度の計画書の内容、介護保険最新情報 Vol.1136 を参考にして作成してください。

詳細については、後日改めてメールでお知らせします。

～ケアプラン点検を有効活用～

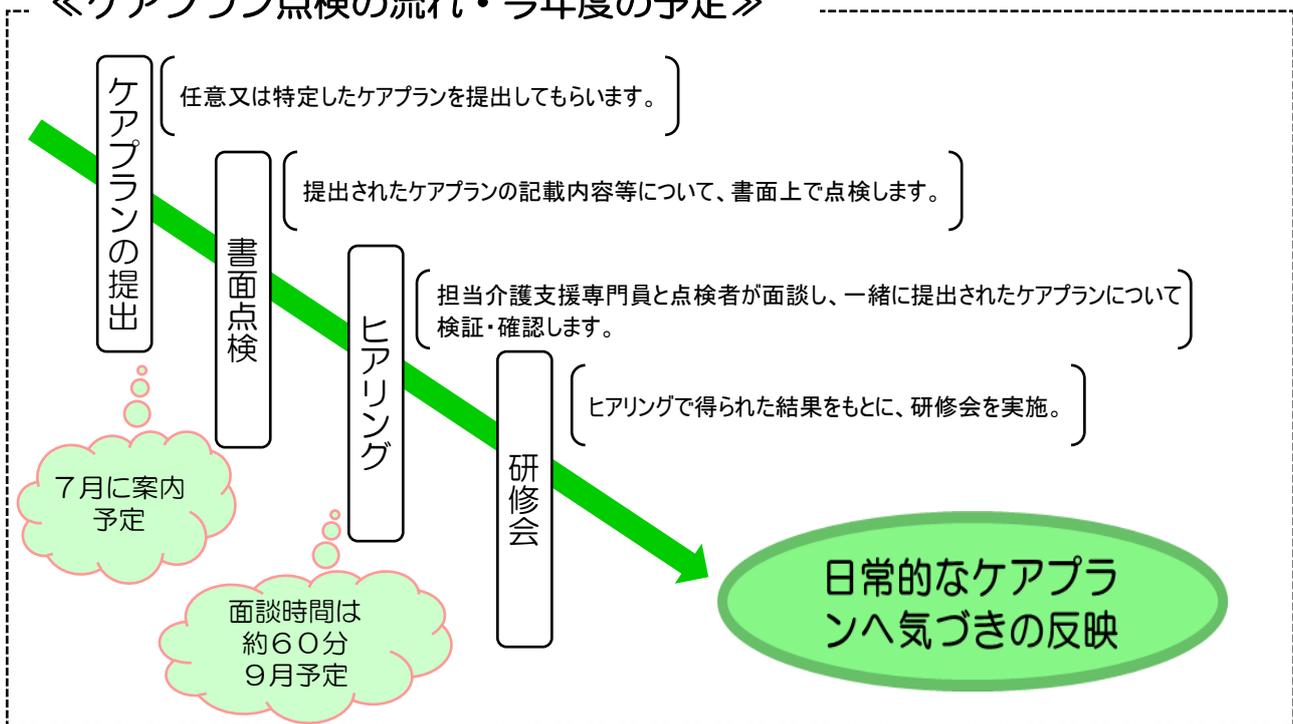


小樽市では、平成28年度から介護給付適正化事業として行っているケアプラン点検を今年度も実施します。

ケアプラン点検は、「自立支援に資するケアプランになっているか」を点検の軸にして、点検者が介護支援専門員と一緒に様々な視点からケアプランを検証します。

この過程を通じて、介護支援専門員の「気づき」を促し、資質向上を図ることをねらいとしています。

《ケアプラン点検の流れ・今年度の予定》



ヒアリングを受ける前に知っておいてください！

ヒアリングでは、対象となるケアプランについて、利用者のニーズ（課題）抽出までの過程や目標設定、サービスの利用状況等、そのケースを把握しつつ、ケアプラン作成のプロセスについて質問していくことになります。

大切なのは、この質問に答えるというやり取りを通じて、自らのケアプラン作成における視点や方法等について、他者からのフィードバックを得て、客観的に把握することができる点と、それにより自身の強みや弱みなどに“気づく”ことです。

このため、点検者は、アドバイス（助言）をすることも、質問をすることに重点を置いています。

介護支援専門員の皆様は、点検者からの質問に回答する時間が長くなるかと思いますが、御理解ください。

よろしくお願いします



『在宅介護実態調査』へのご協力のお願い

各認定調査実施事業所 様

平素より、小樽市の介護保険行政の運営につきまして、格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、市では要介護（支援）認定の調査を受けられる方を対象とした、「在宅介護実態調査」を実施することとなりました。本調査は、要介護（支援）認定を受けられる方々の日頃の生活状況等についてお伺いし、令和6年度からの第9期介護保険事業計画の策定に向けた基礎資料としたいと考えております。

つきましては、貴事業所に所属される介護支援専門員の皆様が、7/1～8/31の期間中に要介護（支援）認定調査を実施される際に、併せて本調査の実施をお願いします。

業務御多忙のおり申し訳ありませんが、調査の趣旨を御理解いただき、御協力くださいますようお願い申し上げます。

調査期間	令和5年7月1日～令和5年8月31日
調査対象	<p>更新申請・区分変更申請する方で在宅の方（サービス利用の有無は問いません） ※上記期間に認定調査を実施する方。以下の方は対象外です。</p> <ul style="list-style-type: none">・新規の認定申請の方・医療機関に入院されている方・次の施設に入所、入居されている方 <ul style="list-style-type: none">○特別養護老人ホーム（密着型含む）○老人保健施設○介護療養型医療施設○介護医療院○グループホーム○特定施設（密着型含む） <p>※短期入所利用者は在宅として調査対象に含めてください。</p>

※調査票及び調査実施の手引き等につきましては、各事業所様あてに送付させていただいております。

※本調査への御質問等がございましたら、下記まで御連絡ください。

【問合せ先】 小樽市福祉保険部介護保険課計画・保険 G 担当：上野
TEL32-4111（内線 453） FAX 27-6711



おしらせ



令和5年6月下旬から、令和5年度運営指導が始まります！

📞事業所（地域密着型サービス・居宅介護支援・介護予防支援）への運営指導について

今年度の運営指導は6月27日（火）から開始し、令和6年2月頃まで概ね50か所の事業所へお伺いする予定です。対象となる事業所へは、日程調整のため、個別に本市担当者から電話で御連絡します。

事前の連絡は概ね2か月前に行っていますが、これまでの新型コロナウイルス感染症等の影響によりスケジュール調整が難しく、連絡時期に多少の前後が生じることがありますので、皆様の御理解・御協力をお願いします。

また、本市職員が事業所へ伺う際は、サージカルマスクの着用、アルコール消毒液の持参等の感染予防対策を行い、利用者・職員の皆様に安心していただけるように実施します。

📞令和5年度から実地指導の名称が「運営指導」に変わりました

令和4年3月末に国が運営指導指針等の一部改正を行ったことに伴い、指導内容の変更や指導名称の変更等が示されました。本市でも今年度から、これまで「実地指導」として表現されてきた名称を「運営指導」へ変更しています。

なお、指導内容に関しては、これまでも今回国から示された内容に準じて実施してきましたので、事業所の皆様に指導時に御準備いただく書類等の内容に、変更はありません。

研修の御案内

高齢者虐待に関する研修会(仮)

日 時：令和5年10月11日（水）13:40～15:30

講 師：北海道科学大学 保健医療学部看護学科教授 山本 道代 氏
小樽市福祉保険部福祉総合相談室包括ケアグループ 宗像 雄輔

受講方法：Zoomによるオンライン形式

参加対象：市内の介護保険サービス事業所及び高齢者向け施設の職員

※申し込み等の詳細が決まり次第、改めてお知らせします。

[発行] 小樽市福祉保険部介護保険課（介護給付適正化事業）

〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号

TEL (0134)32-4111(内線 484) FAX (0134)27-6711 E-mail / kaigo@city.otaru.lg.jp

